

リサイクル資源奨励金制度の見直しについて

地域との協働による分別収集及び団体による集団回収を安定的に維持・継続し、さらなるリサイクル資源の回収量の増加を図るため、現在の状況に合わせたリサイクル資源奨励金制度の見直しを行う。

主な見直し箇所

1 ペットボトルの奨励金対象化

近年、ペットボトルの水平リサイクルが普及・促進される中で、社会的な原材料需要の高まりから今後も安定した売却が見込める状況であるため、ペットボトルを奨励金の対象とする。

2 奨励金単価の見直し

対象品目の拡大に合わせ、県内他市の状況も参考にし、重量あたりの奨励金の単価を見直す。

- ・分別収集 回収量1キログラム当たり3円にリサイクル資源の売却金相当額を加算した額（現行5円）
- ・集団回収 回収量1キログラム当たり5円（現行8円）

3 適用時期

令和6年4月実施分より

4 行政区等への説明

行政区及び集団回収を行っている団体宛てに文書にて通知